



島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第57号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第48号）

1 規則の概要

(1) 平成26年度組織改正に伴う規定の整備

(2) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正

ア 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定め、及びこれを公表すること。（別表第2関係）

イ 道路法の規定により、市町村が当該市町村の区域内に存する国道若しくは県道の維持若しくは修繕又は歩道の新設等を県に代わって行うことが適当と認められる場合において、当該市町村の長からの協議を受け、同意すること。（別表第2関係）

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、耐震診断の結果の報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。（別表第2関係）

エ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の規定により、導入計画を認定すること。（別表第5関係）

(3) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正

2 施行期日

平成26年 4 月 1 日から施行することとした。

規**則**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第48号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「課の」を「課及びセンターの」に改め、同条中第31号を第33号とし、第22号から第30号までを2号ずつ繰り下げ、第21号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) センター長 組織規則第16条第1項に規定する課に置かれたセンター及び課に置かれたセンターに置くセンターの長をいう。

第2条中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 副センター長 組織規則第16条第2項に規定する副センター長をいう。

第7条第1項中「第12号」を「第13号」に改め、同項第14号中「第31号」を「第33号」に改める。

第11条第1項中「別表に掲げる」の次に「上席調整監、」を加える。

第15条第1項の表部長の項中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 副センター長を置く課にあっては、当該副センター長が掌理する事務については当該副センター長

第15条第1項の表課長の項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 副センター長を置く課にあっては、副センター長

第15条第1項の表政策企画監の項第1号中「政策調整監が掌理する事務については当該」を「事務を掌理する」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該事務を掌理する調整監

別表第1第12号局長等専決事項の欄の(1)中「もの」の次に「(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づく、いじめによる重大事態に係るものを除く。)」を加え、同表第13号局長等専決事項の欄中「次長」を「次長、医療統括監」に改める。

別表第2政策企画局の表秘書課の項第1号知事決裁事項の欄の(1)中「死亡叙勲」の次に「及び高齢者叙勲」を加える。

別表第2総務部の表人事課の項第3号部長専決事項の欄の(1)中「本庁の課及び政策企画監室並びに地方機関別」を「組織別」に改め、同表第8号部長専決事項の欄の(2)中「次長」の次に「、医療統括監」を加える。

別表第2健康福祉部の表障がい福祉課の項第3号部長専決事項の欄の(3)中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に改め、同欄の(4)中「第33条の4第6項」を「第33条の7第6項」に改める。

別表第2農林水産部の表農業経営課の項第1号部長専決事項の欄の(1)中「第6項」を「第7項」に改め、同欄の(2)中「第5条第4項及び第6項」を「第5条第5項及び第7項」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号部長専決事項の欄の(1)を削り、同欄中(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同欄の(5)中「同条第1項」を「同条第2項において読み替えて準用する法第39条第1項」に改め、同欄の(5)を同欄の(4)とし、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

<p>9 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の施行に関する事務</p>		<p>(1) 法第3条第1項及び第5項の規定により、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定め、及びこれを公表すること。</p> <p>(2) 法第3条第4項及び第5項の規定により、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を変更し、及びその変更について公表すること。</p> <p>(3) 法第4条の規定により、農地中間管理機構を指定すること。</p> <p>(4) 法第15条第1項の規定により、農地中間管理機構の指定を取り消すこと。</p>
---	--	--

別表第2商工労働部の表中小企業課の項第6号部長専決事項の欄の(3)中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合又は火災等共済組合連合会」に改める。

別表第2土木部の表道路維持課の項第1号知事決裁事項の欄の(4)中「受ける」を「受け、同意する」に改め、同号部長専決事項の欄の(3)中「受ける」を「受け、同意する」に改め、同欄中(17)を(19)とし、(4)から(16)までを(6)から(18)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第17条第4項の規定により、市町村が当該市町村の区域内に存する国道若しくは県道の維持若しくは修繕又は歩道の新設等を県に代わって行うことが適当と認められる場合において、当該市町村の長からの協議を受け、同意すること。

(5) 法第17条第6項の規定により、国土交通大臣に対し、県道を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの修繕に関する工事を要請すること。

別表第2土木部の表道路建設課の項第1号部長専決事項の欄中(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、同欄の(1)中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の次に「、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」を加え、同欄中(1)を(3)とし、その前に次のように加える。

(1) 法第17条第4項の規定により、市町村が当該市町村の区域内に存する国道若しくは県道の新設若しくは改築又は歩道の新設等を県に代わって行うことが適当と認められる場合において、当該市町村の長からの協議を受け、同意すること。

(2) 法第17条第6項の規定により、国土交通大臣に対し、県道を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築に関する工事を要請すること。

別表第2 土木部の表河川課の項第3号部長専決事項の欄の(2)中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改め、同表建築住宅課の項第11号部長専決事項の欄の(6)中「第12条」を「第21条」に改め、同欄の(6)を同欄の(11)とし、同欄の(5)中「第11条」を「第20条」に改め、同欄中(5)を(10)とし、(4)を削り、同欄の(3)中「第7条第3項」を「第15条第3項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同欄の(3)を同欄の(9)とし、同欄の(2)中「第7条第2項」を「第15条第2項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同欄中(2)を(8)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、耐震診断の結果の報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。

(3) 法第8条第2項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、法第8条第1項の規定により命令したことを公表すること。

(4) 法第8条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、耐震診断を代執行する旨を公告すること。

(5) 法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、耐震診断の結果を公表すること。

(6) 法第12条第2項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、指示をすること。

(7) 法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者が法第12条第2項の規定による指示に従わなかったときにその旨を公表すること。

別表第2 土木部の表建築住宅課の項第11号部長専決事項の欄に次のように加える。

(12) 法第23条の規定により、建築物の地震に対する安全性に係る認定を取り消すこと。

(13) 法第27条第2項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、指示をすること。

(14) 法第27条第3項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者が同条第2項の規定による指示に従わなかったときにその旨を公表すること。

別表第2 土木部の表建築住宅課の項第12号事務の種類欄中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

別表第5 支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「隠岐ジオパークの世界認定支援事業」を「隠岐世界ジオパーク支援事業」に改め、同表保健所の項第5号地方機関の長専決事項の欄中(20)を削り、(21)を(20)とし、同項第9号地方機関の長専決事項の欄の(30)中「、高度管理医療機器等」を「又は高度管理医療機器等」に改め、「、又は医薬品の販売若しくは授与の相手方」を削り、同欄の(31)中「、高度管理医療機器等」を「又は高度管理医療機器等」に改め、「、又は医薬品の販売若しくは授与の相手方」を削り、同表心と体の相談センターの項第2号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に改め、同欄の(2)中「又は第2項」を「（同条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同表支庁及び農林振興センターの項中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、同項第22号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「により」の次に「、地域貢献型集落営農連携・強化支援事業（島根県農業再生協議会が補助事業者となるものを除く。）、地域改良基礎雌牛整備事業」を加え、同号を同項第23号とし、同項中第21号を第22号とし、第9号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

9 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）の施行に関する事務	<p>(1) 法第4条第3項の規定により、導入計画を認定すること。</p> <p>(2) 法第5条第1項の規定により、導入計画の変更を認定すること。</p> <p>(3) 法第5条第2項の規定により、認定導入計画の認定を取り消すこと。</p> <p>(4) 法第9条の規定により、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況の報告を求めること。</p>
---	--

別表第5 支庁及び県土整備事務所の項第20号事務の種類欄中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。